

平城宮跡資料館 秋期企画展

地下の正倉院展 コトバと木簡

展示期間 一期 二〇一一年一〇月一八日(火)―一〇月三〇日(日)

二期 十一月一日(火)―十一月三日(日)

三期 十一月五日(火)―十一月二七日(日)

I 全国に広がる文字

3 陸奥国関連の役職を免じることに関する木簡

(SD四一〇〇出土。『平城宮木簡』5―636、以下、宮5―636と略す)

免陸奥国

○九一型式

陸奥国むつに関わる何らかの役職を解任したことに関わる木簡(削屑)。詳細はわからないが、国司くにのみかみの四等官しとうかん(守かみ・介すけ・掾じよう・目め)であれば「陸奥守」のように記し「国」は不要なので、史生ししようなど四等官よりも下の役人か、あるいは郡司ぐんじの任免にんめんに関わる可能性が高い。郡司は、地元の有力者から任命されるが、その人事は都で決定された。また、任命時には都で試験を受ける必要があるなど、平城京とさまざまな往来があった。陸奥国からも、多くの人々が都と往来し、人事に一喜一憂していたことだろう。

6 女官が命令を伝えたことを記す木簡3*(*)は重要文化財

(SK八二〇出土。宮1―83)

〔婦カ〕

□□□宣

〔田部カ〕

□□□□□□□□

○九一型式

女官を通じて命令が伝えられたことを記した木簡(削屑)。「婦」はおそらく「命婦」の二文字目であろう。女官が口頭で伝えた命令が、木簡に文字として書きとめられて伝達され、実現されていた。音声おんせいが文字として定着した瞬間の木簡である。

II コトバを漢字で

13 物品の進上を日本語の語順を用いて書いた木簡

(SD四七五〇出土。『平城京木簡』2―1705、以下、京2―1705と略す)

(表) 〇 移 司所 米无故急々進上又滑海 〇

(裏) 〇 藻一駄進上急々 附辛男 十五日 家扶 〇

家令

長さ二九九mm・幅三二mm・厚さ四mm ○一型式

築地塀を修理する職人への米支給の伝票木簡

(SD四七五〇出土。『平城宮発掘調査出土木簡概報』21、22頁下段。

以下、城21―22下と略す)

御垣塞廝三人米三升受手子十二月廿二日甥万呂 〇

長さ二二五mm・幅三三mm・厚さ二mm 〇一型式

長屋王家木簡。長屋王邸の四周には築地塀がめぐって、その修理を担当した「御垣塞」の職人の「廝」(飯炊き役)への米支給の伝票木簡。一人あたりの支給量は一升で、今の約四合、米約六〇〇グラムに相当する。手子は、同じく長屋王家木簡で勤務評定の木簡の削屑に「…部手子」とみえ(京2―2097)、三三歳で姓をもつことがわかるので、奴婢ではなく長屋王邸に勤務する帳内(従者)の可能性がある。

この役名は「御垣塞廝」であるが、「塞」の語順に注目すると、中国語であれば「塞」を前にして「塞御垣廝」と書くべきところ

長屋王家木簡。米と滑海藻(海藻の一種)を至急進上するよう命じる家政機関からの移。「移」は、上下関係にない役所の間で用いられる文書形式。

至急進上してもらいたい理由が「米无(無)故」の部分に表されている。ここは「米无きが故に」と読み、「米が無いので」という意味にとれる。その語順に注目すると、「无」字は、中国語では「米」字の前になるはずであるが、日本語の語順そのままに三文字を連ねている。「故」字についても、中国語では、文頭で理由を表す接続詞として用いられるのが一般的であるが、「故」字が「理由」を表すということに起因して、文頭の接続詞としてはなく、日本語の理由を表すことばとして利用し、因果関係を前後に綴ったものとみられる。「く故に」という表現は、宣命体(日本語の語順のままに漢字をつらね、さらに音をあてた万葉仮名も混せて「テニヲハ」などの付属語まで表記する方法)で書かれる宣命にもみられる。日本語の文の作り方の特徴をよくあらわしている。

15 くじびきの木簡

(SE四七七〇出土。京1―88)

此取人者逃女成

長さ一四〇mm・幅一九mm・厚さ三mm 〇一型式

長屋王邸内の井戸から見つかったくじびき札とみられる木簡。日本語の語順で漢字が連ねられ、「此を取る人は逃げる女と成る」と日本語を読むとおりに読める。単語や文の一部分だけではなく、全文体にわたって表したい意味に該当する漢字を連ねている例として注目される。

「此取人者」につづく後半部分を「御六世相」(弥勒(御六)の世にあう(生まれ変わるの意味か)、京1―89)や「盗人妻成」(ぬすびとの妻となる)、京1―90)とする木簡も一緒に見つかったおり、くじびき札と考えられている。(東野治之『日本古代史料学』岩波書店、二〇〇五年)

20 「叙」などの文字を記した習書木簡*(SK八二〇出土。宮1―546)

(表) □叙叙叙叙

叙叙叙叙叙叙叙叙

(裏) 信信信信信

請□信□信

長さ一〇八mm・幅三〇mm・厚さ三mm 〇一型式

習書木簡。表面に二行にわたって「叙」を、裏面には「信」「請」などを書き連ねる。

「叙」の偏は、雁垂に「未」のような字形で書かれる。旁も「又」だけでなく、一点加えて「又」と書くものも見られる。裏面の「信」

もあまりバランスのよくない字形で、一行目の最後は書きさしのまま塗りつぶしている。二行目は「信」の旁である「言」を意識して、まず一文字目に「言」を偏にもつ「請」を書く。二文字目は「言」の二画目を「乙」のように伸ばす。あるいは「氣」を意識したものか。三・五文字目の（四文字目も「信」の可能性が高い）旁の「言」も、二文字目と縦に揃う位置に書かれており、人偏を後から書いたと見られなくもない。字形や字配りにも書き手の思考過程や個性が見え隠れし、さまざまな想像を膨らませる。「叙」は役人にとつては切実な文字だったはずだが、習書木簡にはほとんど見られない。「信」もあまり書かれぬ文字で、言偏からの連想であろうか。なお、同じSK八二〇からは、「叙」と「信」が共存する習書木簡が見つかっている（宮1―605）。同じ書き手によるか、あるいは何らかの典故があるのかも知れない。なお、「叙」の右側が切れているように見えるが、上下両端の角を落とすなどの加工があること、上端の加工部分に墨痕が残ること、「又」を狭い部分に無理に書き込んである文字があること（第一行五文字目）などからみると、手近にあった端材を利用したもので、習書した後右端を加工したものではないだろう。

21 言偏の文字などを記した習書木簡 (SD四一〇〇出土。宮4―4688)

(表) 青青青秦秦秦謹謹申
謹論語諫許計課謂誤誰

長さ(二三五)mm・幅(二九)mm・厚さ五mm ○一型式

主に言偏の文字を書き連ねた習書木簡。偏を固定し、旁を次々に変えていく。どちらの面から書いたかは定かでないが、「謹」の続き方から表裏を判断している。書かれている文字から推測すると、秦某という人が何かを請求する文書木簡を念頭に置いて書いたものだろうか。その内容が「謹

順位	文字	点数	順位	文字	点数	順位	文字	点数
1	大	511	32	四	79	60	城	50
2	人	345	32	物	79	64	養	48
3	道	334	34	升	77	65	位	47
4	天	184	34	謹	77	65	下	47
5	月	175	36	三	76	67	広	46
6	部	171	37	百	75	68	白	45
7	為	165	38	我	74	68	主	45
8	有	155	39	進	73	68	口	45
8	十	155	40	不	71	68	勝	45
10	日	149	41	島	69	72	歳	44
11	国	132	41	司	69	72	徳	44
12	長	130	43	右	68	72	凡	44
13	是	129	43	者	68	72	奈	44
14	之	128	43	廿	68	76	生	43
15	呂	122	46	内	67	76	而	43
16	子	114	47	年	66	76	請	43
17	鳥	111	48	所	65	79	見	41
18	一	110	48	申	65	79	文	41
19	麻	108	50	解	64	79	応	41
20	郡	102	50	七	64	82	飯	40
21	五	100	52	得	62	83	無	39
22	六	98	53	酒	61	83	職	39
23	二	93	54	省	60	85	以	38
23	家	93	55	事	57	85	飛	38
25	上	89	56	万	55	85	千	38
25	泰	89	56	田	55	85	斗	38
25	足	89	58	女	53	85	稻	38
28	八	87	58	伊	53	90	宮	37
28	九	87	60	文	50	90	波	37
30	成	84	60	若	50	90	未	37
30	合	84	60	夫	50			

申」で一段落し、役人であれば文書作成でお馴染みだった「謹」の文字を裏面冒頭に書いたあと、言偏の文字へと次々に連想を働かせていったのだろう。「論語」は、習書木簡にしばしば登場し、「千字文」とともに、役人が文字の練習をする際に身近に置いて参照したと思われる文献である。偏と傍のバランスが悪い文字もある。言偏だけに書いておいたのかも知れない。四文字目以下の文字をどのように連想していったのかを想像してみるのも楽しい。漢字として意味のわからない文字もあるので、偏と傍の組み合わせの文字遊びの趣もある。

木簡をよむ 習書文字ランキング

20や21のように、習書木簡には、さまざまな文字を練習したあとがのこっている。全国から見つかった木簡を含め、どの文字が習書されたかを調べたのが、左の表。第一位は、「大」の字、次いで「人」となっている。左右の払いを練習したのだろうか。習書には、練習だからといって意味もなく漫然と機械的に書いているばかりではなく、似た文字や同じ部分を持つ文字など連想しながら書いているものもある。書き手の心理やつづやきを読み取る格好の素材だ。(表は、渡辺晃宏「日本古代の習書木簡と下級官人の漢字教育」『漢字文化三千年』(臨川書店、二〇〇九年)より。)

26 犬へ支給する米を「瘡男」に渡した木簡

(SE四七七〇出土。京1-65)

(表) 犬六頭料飯六升瘡男

(裏) 六月一日麻呂

長さ一六五mm・幅二三mm・厚さ五mm ○一型式

27 犬へ支給する米を「加佐乎」に渡した木簡

(SE四七七〇出土。京1-66)

(表) 又犬四頭飯八升 受加佐乎

(裏) □月廿七日

長さ(一七五)mm・幅二五mm・厚さ三mm ○一九型式

ともに長屋王家木簡で、類似の内容をもつ。26は犬六頭分の飯六升(一頭あたり一升)を「瘡男」に、27は犬四頭分の飯八升(同じく二升)を「加佐乎」に、それぞれ支給したことを記録している。一頭あたりの支給量が異なるのは、犬の体格(種類)の違いによるのか、それとも複数日分をまとめて支給しているのだろうか。当時の一升は、今の約四合、米約六〇〇グラムに相当する。飯を受け取っている「瘡男」と「加佐乎」は、おそらく同一人物。ともに「カサヲ」と読むのである。26は漢字の意味を利用した表記であり、これに対して27はいわゆる万葉仮名表記、《加カ》《佐サ》《乎ハ》となる。26だけでは必ずしも読み方を決めがたいが、27があることにより、「カサヲ」とほぼ断定しうる。

なお26については、全体の書風と、裏面の支給担当者「麻呂」の表記も見のがせない。流れるような行書風の筆づかいは36にも通じ、この木簡が日常的な業務のなかで使われたことを物語る。また、通常「麻呂」の「呂」は比較的是つきりと書かれることが多く、ここまで簡略化されるのは珍しい(47参照)。これも全体の書風によるのであろう。

30 万葉仮名で「ツクヨヨミウカレ」と記した木簡*

(SK八二〇出土。宮1-79)

津玖余々美宇我礼

故 故 [解カ] 由 由我 礼由 由 男

(表)

謹解 川口関務所 本土返還 夫人 伊勢国

故漢 [解カ] 解解解務都本善礼我還事事 夫人 男

[尊カ] □□白大郎尊者 □下 借錢請 □右取 □□

[皇皇皇皇皇皇皇皇]

未未未未未

皇皇皇皇皇皇皇皇皇皇讚讚讚讚讚

(裏) 雁雁雁雁雁雁雁雁雁雁寒雁雁雁雁雁 未 未未未

遠量疏疏応未未反反其劳結結 未未未未未 卍卍卍

□書 [疏カ] 未之 □□

長さ(三四九)mm・幅(六四)mm・厚さ八mm ○一九型式

数度にわたってさまざまな事がらが書き込まれた木簡。表面中央に「謹解 川口関務所」などとあり、元は過所（パスポート）に関わる木簡であったと思われる。伊勢国の川口関の務所（役所）へ、本国に帰る「夫人」のことを伝えていく（「夫人」は諸国から徴集された人夫（労働者）のことか）。川口関は三重県津市白山町近辺に所在したと推定され、大和国から桜井・名張をへて伊勢国に通ずる重要な交通路に置かれた関所であった。

この木簡の一番の見どころは、表面右端の「津玖余々美宇我礼」の部分。意味不明の文字の羅列にみえるが、これは一字一音のいわゆる万葉仮名表記である。「ツクヨヨミウカレ」と読み、おそらく「月夜好み、浮かれ」という意味であろう。五文字で区切れること、木簡の上端が破損していないことから、歌の冒頭部分と思われる。『万葉集』には初句に「月夜好み」を持つ歌がいくつもある（巻一〇―一九四三、巻一一―二六一八、巻一二―三〇〇六）。ロマンチックな月夜の光景を思うと恋の歌かと想像されるが、「浮かれ」の語からは月見の宴も連想される（『万葉集』巻四―五七一「月夜よし」ではじまり遊興を詠う）。「テニヲハ」までを表現し、歌の味わいをストレートに伝えられることが、万葉仮名で書く一番のメリットといえる。

表面左端の「白太郎尊者」「借錢請」などの語は、借金請求の文言。請求相手に「尊者」と敬称をつけるあたり切実さを漂わせるが、これは書状でよく使うフレーズを習書（練習）したものである。一方、裏面の「皇」「讚」「雁」などは一文字ごとの習書である。熱心で勤勉な姿勢がかえって、文字を自在に使いこなせるようになるまでの苦労を物語る。

Ⅲ文字のすがたかたち

35 端正な楷書で記した人事評価の木簡 (SD四七五〇出土。城21―28下)

无位上毛野君大山 年五十
紀伊国一東郡 「日二百卅」

長さ三〇三mm・幅二七mm・厚さ八mm 〇一五型式

長屋王家木簡の一つで、役人などの勤務管理のための木簡。奈良時代の貴族たちは、家の運営のために多くの人々を抱え、家政機関と呼ばれる組織を編成していた。上毛野君大山も、そのような長屋王の家政機関で働く一人であり、おそらく「帳内」と呼ばれる従者であっただろう。

上部側面に孔をあけ、ここに紐を通して個人カードとし、必要に応じて並べ替えて使う独特の形態の木簡。位階・人名・年令・本貫地（本籍地）を書いた個人カードに、ある年の一年間の勤務日数があとから書き込まれている。家政機関の職員や従者の勤務評定は、家政機関や従者を与えられた本人（本主）が上・中・下の三段階で行うことになっており、帳内の場合、評価を受けるためには年間二〇〇日以上以上の出勤が必要であった。この年「二百卅」（二三〇）日の出勤を果たした大山は問題なく評価の対象となつたであろうが、はたして彼の成績が如何ばかりであったか、詳細はわからない。

文字のすがたは、全体としてかっちりとした楷書で書かれている。

36 行書風の文字で記した酒司宛の手紙の木簡

(SD五三〇〇出土。京3―4554)

(表) 謹 酒司 侍者 光余恩眞虚返謹状
(裏) 味糟小々必扱幸々甚々

長さ二二〇mm・幅二二mm・厚さ四mm 〇一型式

二条大路木簡の一つ。藤原麻呂(不比等の四男)邸の「酒司」(酒を担当する部署)に、酒糟を請求する手紙の木簡である。わざわざ「味い糟」を指定している。表面の「光余恩眞虚返」は、「いただいたご恩を虚しく返すことになってしまった」というほどのニュアンスであろう。恐縮した姿勢も、あるいは上等品を依頼していることに関わるのであろうか。「侍者」は、今日の「様」や「御中」のように、相手に敬意をあらわす機能をはたす。細字で書かれることが多く、脇付と呼ばれる。

35とは対照的に、流れるような行書風の筆づかいで書かれている。奈良時代には珍しい書風であるが、紙媒体の状や啓といつた今の手紙にあたる文書では、このように書かれるものが比較的多いとされている。(黒田洋子『正倉院の訓読と注釈―啓・書状―』〔平成十九―二十一年度科学研究費補助金基盤研究(C)「正倉院文書訓読による古代言語生活の解明」〈研究成果報告書Ⅱ〉(代表 桑原祐子)二〇一〇年)相手に自分の意思を伝えるために、文字のすがたも大切にされている。

41 参河国からの荷札*

(SK八二〇出土。宮1―426)

(表)参河国額田郡新木郷丸部五月

(裏)□

長さ二二七mm・幅二三mm・厚さ五mm ○五一型式

42 丹後国からの荷札

(SD三〇三五出土。宮2―2260)

丹後国熊野郡田村郷刑部夜恵五斗

長さ一七四mm・幅一九mm・厚さ三mm ○三二型式

41は参河国額田郡新木郷(今の愛知県岡崎市仁木町付近)からの荷札。品目・数量は明らかでないが、木簡の形態から米の荷札の可能性が高い。貢進者は丸部五月。

42は丹後国熊野郡田村郷(今の京都府京丹后市久美浜町付近)

からの荷札。「五斗」という数量から、こちらも米の荷札と思われる。貢進者は刑部夜恵。

41・42は似たような文言でありながら、それぞれの「国」「郡」「郷」の字を見比べると、字形が異なっていることがわかる。これらの文字は荷札木簡などでよく使われ、特に種類が豊富であるが、それでも当時の人びとにはその文字だと通じていたのだろう。また、41の「部」は、まるで片仮名の「マ」のようになっていく。これは「部」の旁「卩」を大きく省略したものだ。古代には「部」がつく人名がきわめて多く、そのため木簡などではこのように簡略に書かれることが一般的であった。

42の「部」も似たような字形であるが、縦画が左に払われており、「マ」よりもむしろ「ア」に近い。「部」は、七世紀には「ア」のように書かれることが多いが、八世紀になるとしだいに「マ」に似た字形に変化し、定着してゆく。この木簡は八世紀のものであるため、やや古風な書きぶりが顔をのぞかせている、と言えるかもしれない。

47 「麻呂」を合わせ字風に記した但馬国の荷札

(SK三二六五出土。宮2―2715)

但馬国養父郡老左郷赤米五斗 村長語部廣麻呂

長さ二七七mm・幅二六mm・厚さ六mm ○三二型式

但馬国養父郡老左郷(今の兵庫県養父市八鹿町付近)からの赤米の荷札の木簡。赤米は赤みがかつた米で、悪条件によく、野性的な品種とされる。納めたのは語部廣麻呂、天平勝宝七歳は七五五年。「歳」は「年」と同義。唐(中国)で一時「年」の代わりに「載」の字を使っていたことになり、七五五年正月から七五七年八月までの約二年半のみ「歳」が用いられた。

男性名に広く使われたマロは、「麻呂」「万呂」「末呂」「萬侶」などさまざまに表記される。厳密な使い分けはないが、しいていえば「麻呂」がフォーマル、「万呂」が日常用と見られる。この

「戸主」を合わせ字風に記した阿波国の白米の荷札*

(SK八二〇出土。宮1—419)

(表)阿波国板野郡井隈戸主波多部足人戸
(裏)秦人豊日白米五斗

長さ一六八mm・幅二〇mm・厚さ七mm ○一型式

阿波国板野郡井隈郷(今の徳島県藍住町・鳴門市付近)からの白米(舂米ともいう)の荷札の木簡。「郷」の字を書き落としている。「五斗」は今の二斗、約三六キログラム。

「戸主」は、古代の戸籍の単位「戸」の筆頭者のこと。つまりこの木簡は、波多部足人が戸主を務める戸の一員である秦人豊日が納めた白米の荷札となる。ちなみに、戸主以外の戸の構成員を「戸口」と呼ぶ。

ここで「戸主」に目を向けると、「戸」の下に「主」が入り込んで、ほとんど一文字のようになっていて、まるで「雇」のようにみえるが、書き間違いではなく、またこの木簡だけに見られる特徴でもない。「戸主」は荷札や戸籍でよく使われる用語のため、独特の書き方が発達していった。このようなものを合字と呼び、「戸口」でも同じ現象が認められる(一期展示44、二期展示46も参照)。47の「麻呂」↓「磨」、あるいは「堅魚」↓「鯉」のように、今も使われている類例もある。

「まいる」の意味で「参」字を用いた木簡

(SD四一〇〇出土。宮4—410)

九月廿九日参 散位 □□□岸田逆

長さ一八五mm・幅一七mm・厚さ三mm ○三型式

「みつつ」の意味で「参」字を用いた参河国の荷札2*

(SK八二〇出土。宮1—364)

参河国播豆郡篠嶋海部供奉正月料御贄参籠

々別六斤 並赤魚

長さ三四八mm・幅三七mm・厚さ六mm ○一型式

53は解釈のむずかしい一点。形態からは付札と考えられ、すると「九月廿九日」に「参」ったのは何らかの物品、岸田逆たちはその物品配送の責任者と目される(「岸田逆」の上の判読不能の三文字も人名か)。

ただし、文面からは逆たちが九月二十九日にいづこかへ参上したことの記録の可能性も捨てがたい。その場合は、元は今より大きな材に日にちごとの参向者を書き記した帳簿のようなものであり、それを二次的に付札のかたちに加工・整形したと想定される。いづれにせよ、「参」の字が「まいる」の意味で使われていることは確かである。なお、「散位」は位階だけ持っていて官職についていない者のこと。

54は参河国播豆郡の篠嶋(今の愛知県南知多町篠嶋)から御贄として貢進された赤魚の荷札。赤魚はアコウダイ・カサゴ・ウグイなどの可能性が考えられるが、詳細は不明。参河国播豆郡からの贄は通常「斤」という重さの単位で表示されることが多く、この木簡のように「籠」で数えられるものは珍しい。

荷札木簡の物品の数量は、一般的には通常の漢数字(「三」などで書くが、この木簡の場合は字画の多い「参」を用いている。これは、改ざんを防ぐためにわざと複雑な字体の文字を使用するもので、大字と呼ばれる。壹、貳、参、肆、伍、陸、沫、捌、玖、拾、佰、

仟、萬などがある。

「参」と「叁」の使い分け

ここで注目したいのは、それぞれの木簡にみえる「参」の文字の形である。「参」（「參」）という漢字には、日本語の「まいる」と「みつつ」、二つの意味がある。奈良時代にも「みつつ」の意味のときは簡単な「三」を使うのが普通だったが、今でも領収書などの数字にはわざわざ難しい「参」を書くことがあるように、昔も特別な場合には字画の多い「参」を使うことがよくあった（ただし54のように荷札で用いられるのは珍しい）。

ところが、木簡や正倉院文書など、生の史料に書かれた「参」の字形をよく観察すると、下半部を「彡」と書くものはひとつもなく、あるのは「小」と「三」の二通りのみである。しかも、今では「まいる」と「みつつ」のどちらの意味でも同じ「参」を用いるけれど、万葉びとは意識して、意味により字形を使い分けていたらしいことがわかってきた。（桑原祐子『正倉院文書の国語学的研究』思文閣出版、二〇〇五年）

53の「参」は下半が「小」、54は下半が「三」の字形で書かれている。これは53の「参」が「まいる」の意味であるのに対し、54は数字であることによる。奈良時代の初めに少し例外があるだけで、特に七三〇年代以降、この使い分けはほぼ完璧に守られている（その背景には大字を用いる地方財政の決算報告書、正税帳の書式整備があるらしい）。

こうなると「参」と「叁」は、字形の違いというよりも、互いに意味の異なる別の文字の関係にあったとみた方がいかにも知れない。
ちなみに54は、「参籠」の「参」が数字であることはもちろんだが、「参河」の「参」も、今では一般に「三河」と書かれるように数字の意味であり、同じ字形で書かれている。

IV 木簡から万葉歌をのぞくと

（前略）我が毛らは み筆はやし 我が皮は み箱の皮に
我が肉は み膾はやし 我が肝も み膾はやし

我がみげは み塩のはやし （後略）

吾毛等者 御筆波夜斯 吾皮者 御箱皮尔 吾完者 御奈麻須波夜志
吾伎毛母 御奈麻須波夜之 吾美義波 御塩乃波夜之
（卷一六一三八八五）

（・・・私の毛は筆の材料、私の皮は箱の材料、私の肉は膾の材料、私の肝も膾の材料、私のミノ（胃）は塩辛の材料・・・）

芸能者が家々の門で歌う「門付け」の一節。猟で殺されそうになった鹿の言葉。鹿の利用を具体的に述べる。鹿は食材という側面も含め利用価値が高かった。

65 鹿の干肉の付札1

（SE四七七〇出土。京1―86）

鹿干宍

長さ一一五mm・幅一四mm・厚さ四mm ○三二型式

66 鹿の干肉の付札2

（SD五二〇〇出土。宮3―3174）

鹿宍一斗二升

長さ八五mm・幅一七mm・厚さ四mm ○三二型式

「鹿宍」の付札。「宍」は肉のこと。貢進者の情報などが記されていないことから、荷物につけられた荷札ではなく、届いた物品を管理するための札と考えられる。65の「干宍」は干し肉のこと。

阿波国からの鹿の荷札

(SD四七五〇出土。京1—445)

阿波国贄^{〔鹿薦カ〕}北

長さ一七五mm・幅二二mm・厚さ五mm ○三二型式

66は宍としか書かれていないが、こちらでも干し肉である。ただし、万葉歌によれば鹿肉は膾なますにされることもあったようなので、干し肉と明記されない66は膾用の生肉の可能性もある。万葉歌によると、鹿は肉のみでなく内臓も食用として利用されていたらしい。平城宮では「鹿宍（在五藏）」と記された木簡も出土している（宮3—565）。これ自体は『延喜式』などに規定される積奠せきでん（孔子を祀る儀式）で使用される犠牲（いけにえ）用の鹿の可能性が想定されているが、干し肉のみでなく、内臓付きの鹿肉もある程度流通しうる状況にあったことは注目にあたらしい。

阿波国（今の徳島県）からの贄の荷札。現状では墨痕はきわめて不明瞭であるが、おそらく「鹿薦」は「鹿薦纏」と思われる。贄とあるため、食用品であることは間違いないが、詳細は不明。鹿肉を薦（マコモやワラであらく織った筵）でくるんだものであろうか。

ひさかたの 雨も降らぬか

蓮葉はらすばに 溜たまれる水の 玉たまに似たる見む

久堅之 雨毛落奴可 蓮荷尔 停在水乃 玉似有将見

(卷一六一—三八三七)

（雨が降らないかなあ。蓮の葉に水が溜まって、玉のように見えるのが見たい。）

兵衛府での宴席で、料理が盛りつけてあった蓮葉を題材に、兵衛が即興で詠んだ歌。蓮葉や兵衛は、木簡でもおなじみの顔ぶれである。

68 片岡の所領から届けられた蓮の葉の送り状1

(SD四七五〇出土。城21—9上)

(表)片岡進上蓮葉卅枚 持人都夫良女 ○

(裏)御菌作人功事急々受給 六月二日真人 ○

長さ二三〇mm・幅二五mm・厚さ二mm ○一型式

69 片岡の所領から届けられた蓮の葉の送り状2

(SD四七五〇出土。京1—176)

(表)〇片岡進上蓮葉卅枚 持人 都夫良 ○

(裏)〇女 六月廿四日 真人 ○

長さ一七九mm・幅三一mm・厚さ四mm ○一型式

長屋王家木簡の一つで、片岡から蓮葉を進上した際の木簡。片岡は、現在の奈良県北葛城郡王寺町から香芝市にかけての地を指す地名。片岡には、長屋王家の領地があった。片岡周辺には聖徳

太子建立とされる般若寺（片岡尼寺）や片岡王寺などがあり、般若寺境内から長屋王宅と同じ型式の軒丸瓦が出土していることも、木簡を考える上で手がかりとなる（『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告書』（奈良県教育委員会、一九九五年））。

この二点の木簡では、片岡から平城京の長屋王邸まで、「都夫良女」という女性が蓮の葉を運んでいる。「真人」はおそらく道守真人で、片岡の長屋王家所領の管理担当者だったらしい。片岡からはジュンサイも進上しており、領地の中に沼沢地も含まれていたようである。

一回に運んでいる蓮の葉の枚数は三〇枚と四〇枚。長屋王邸の宴会一回で利用する枚数として、この程度が標準的だったのだろう。二条大路出土木簡には、蓮葉を二〇〇枚進上したという例があり、宴会の規模によって必要な蓮葉の枚数も異なっていた。

70 兵部省からの兵衛の呼び出し状 (SD五一〇〇出土。城22—8下)

左兵衛出雲佐為麻呂

(表) 兵部省召

出雲浄麻呂

右今日不過参向省家

江野麻呂

(裏) 付□村安万呂

天平八年十一月廿八日大録田辺史真立

長さ三〇二mm・幅三八mm・厚さ五mm 〇一型式

武官の人事や兵士・兵器の管理を司る兵部省が、左兵衛府の兵衛三人に当日中に本庁に来るよう命令している召文の木簡。二条大路木簡。当時の兵部卿（長官）は藤原麻呂。呼び出された兵衛たちは、皇后宮の警備にあたっていたのであろう。

召文は呼ばれた人がその木簡を持参する例が多いとされるが、この木簡の場合、呼ばれた人がいた付近で廃棄している可能性がある。兵衛達は、首都防衛・警護部隊の主力である。休日でも、遠出は原則禁止であり、また時には呼び出しを受けて、あわてて

出勤したりと、楽しいばかりではなかったからこそ、宴会というものを余計に楽しんでいたのかもしれない。

71 宮殿を守る兵衛たちが記された木簡* (SK八二〇出土。宮1—91)

(表) 北炬兵衛

磯 宗我 八戸 河内 養徳
石前 錦部 道守 枝井 田部

(裏) 若麻 尾張 合十二人

長さ二五〇mm・幅三一mm・厚さ四mm 〇一型式

北炬門の警備にあたる兵衛名を列記した木簡。SK八二〇出土木簡。北炬門は内裏北側に開いた門のうち、夜間もかがり火を焚いて開けて管理していた門。このSK八二〇からは、この木簡同様に、門名の下に人名が列挙された木簡が多く出土しており、「西宮兵衛木簡」と通称されている。西宮兵衛木簡は、それぞれの門の守衛にあたる兵衛に関する日々の記録であり、当番の日の食料を請求するためのものでもある。

西宮兵衛木簡にはいずれも年紀はないが、他と同じく天平末年のものとして推定される。人名中、「八戸」は八戸、「枝井」は榎井・朴井か。

兵衛達は夜となく、昼となく、平城宮の治安と、天皇の安全を守っていた。

【木簡が見つかった遺構】

(年は展示木簡の出土年で、その遺構の全ての調査年を示すものではない)

SD四一〇〇(展示番号 3、21、53) 一九六七年

平城宮東南隅の南面大垣内側を東に流れる東西溝。幅最大六m、最深一m。東面大垣内側の南北溝SD三四一〇に合流する。木簡は、式部省の勤務評定に関わる削屑が大半で、養老・神龜年間(七二七～七二九)から宝龜元(七七〇)年のものまでを含むが、養老・神龜年間のものには南面大垣を横断する南北溝SD一一六四〇と一連の遺物とみられ、SD四一〇〇の木簡は基本的に宝龜元年頃に一括して投棄されたとみられる。なお、宝龜年間(七七〇～七八一)頃に北側に移転してきたとみられる神祇官関連木簡も、僅かに含まれる。

SK八二〇(展示番号 6、20、30、41、48、54、71)重要文化財 一九六三年
内裏の北東に位置する北外郭官衙西辺に掘られた方形のゴミ捨て穴。一辺約四m、深さ約二・三m。天平一七(七四五)年の平城遷都後のこの地域の再整備に関わるゴミを投棄した土坑で、天平一九(七四七)年頃に埋められたとみられる。平城宮跡で最初に千点規模の木簡群が見つかった遺構。平城宮跡内裏北外郭出土木簡として、二〇〇七年に重要文化財に指定されている。

SD四七五〇(展示番号 13、14、35、67、68、69)

長屋王家木簡 一九八八・八九九年
平城京左京三条二坊一・二・七・八坪で見つかった左大臣長屋王の邸宅のうち、八坪東南隅に東面築地塀の内側に沿って掘られた南北溝状のゴミ捨て土坑。幅三m、深さ一m。総延長は約二七・三m。平城遷都からまもない時期の、貴族の家政機関の資料という他に類例のない木簡が出土した。長屋王が式部卿を務めていた靈龜(七二六)年後半の、邸内における米支給の伝票木簡を主体とする。

SE四七七〇(展示番号 15、26、27、65) 一九八八年

長屋王邸(左京三条二坊一・二・七・八坪)内の井戸。平面は南北約一・九m、東西約二・三mの方形を呈し、検出面からの深さは約二m。長屋王一家が居住したと考えられる内部の東北側に隣接する場所で検出した。出土遺物から養老二年初頭以前に埋められたと考えられる。これは、長屋王家木簡が出土したSD四七五〇への木簡投棄とほぼ同時期。「長屋皇宮

俵」と書かれた木簡などが出土。

SD五三〇〇(展示番号 36)

二条大路木簡 一九八九年
平城京左京三条二坊八坪(光明皇后宮。旧長屋王邸)と二条二坊五坪(藤原麻呂邸)の間の二条大路上の南北両端に掘られた濠状の遺構のうち、藤原麻呂邸南門前から東に二条大路北端に沿って延びる遺構。総延長約五八m。西端の門前から、藤原麻呂の家政機関に関わる木簡が集中して見つかった。

SD三〇三五(展示番号 42)

一九六五年
造酒司の井戸の排水を流すために役所の西辺に位置をずらしながら何度か掘られた南北溝の一つ。幅約〇・七m、深さ約〇・二m。南端は造酒司南限の築地塀を暗渠で抜けて宮内道路の側溝に接続する、敷地内では奈良時代を通じて淀み状に広がり、ゴミも投棄されて湿地状を呈していたとみられる。

SK三二六五(展示番号 47)

一九六五年
平城宮内東院の西に隣接する地区で検出された廃棄土坑。推定小子門の真北に当たる。土坑の他、建物・溝・井戸が確認されているが、地区の性格は不詳。何らかの官衙域であろう。SK三二六五が発掘された当時は、まだ平城宮の東に張り出し部分があることは知られていなかった。

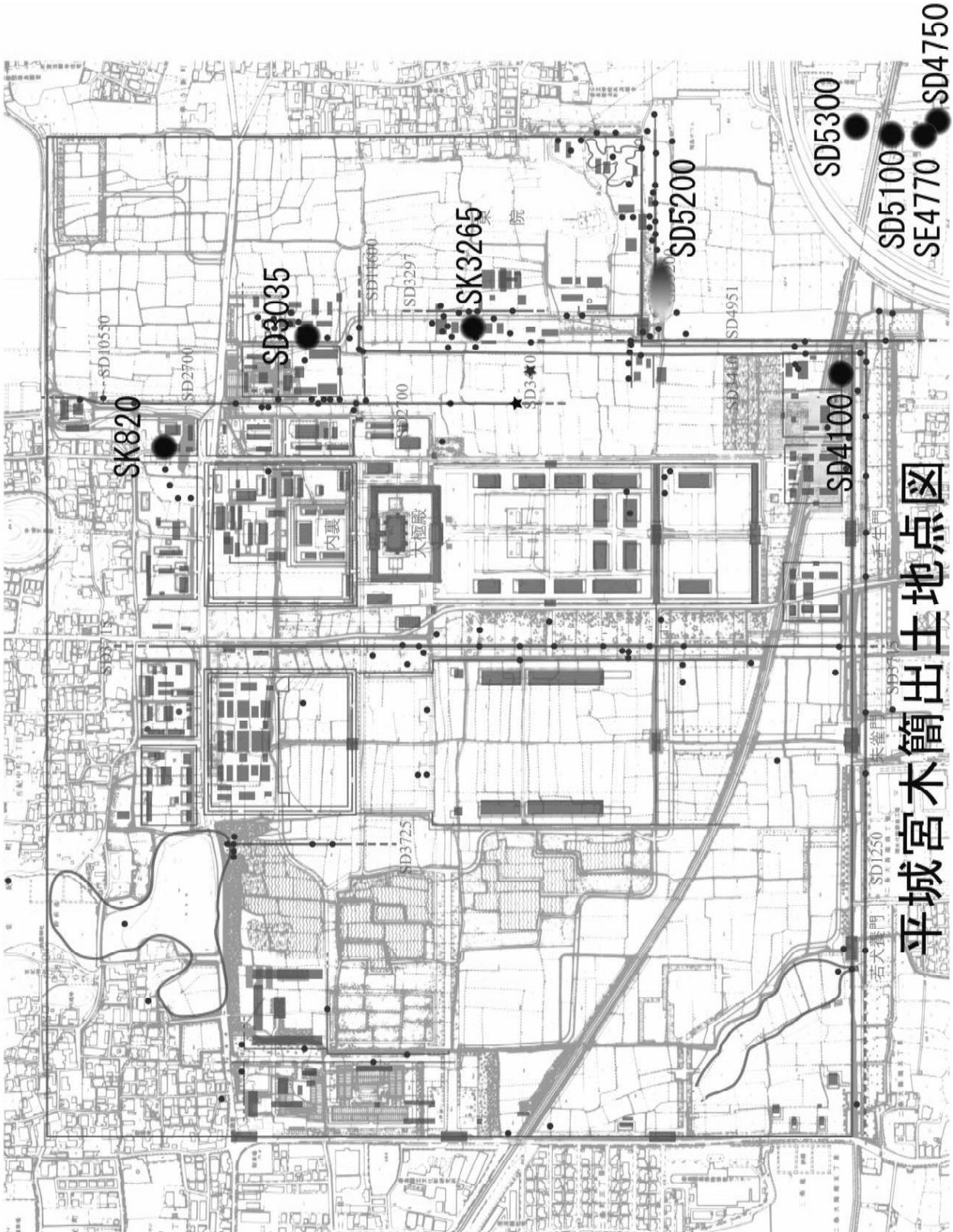
SD五二〇〇(展示番号 66)

一九六六年
二条条間路北側溝。二時期の変遷があり、SD五二〇〇は当初の溝をやや南へずらして改修したもの。66が出土したのは推定小子門に近接する場所、この部分では両岸に径二〇～三〇cmの玉石を、二、三段積んで護岸している。幅約二m、検出面からの深さ約〇・六m。造営は神龜年間。

SD五一〇〇(展示番号 70)

二条大路木簡 一九八八・八九九年
平城京左京三条二坊八坪(光明皇后宮。旧長屋王邸)と二条二坊五坪(藤原麻呂邸)の間の二条大路上の南北両端に掘られた濠状の遺構のうち、皇后宮の北門から八坪北辺築地塀に沿って二条大路南端に掘られた遺構。幅二・六m、深さ〇・九m。総延長約二二〇m。

(奈良文化財研究所史料研究室)



平城宮木簡出土地点図